

グリーンカーテン西陵 会則

(名称)

第 1 条 この会は、「グリーンカーテン西陵」という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、鹿児島市西陵 7-28-15 に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、鹿児島市西陵（通称：西郷団地）でグリーンカーテンの普及と共に緑に親しむ豊かな生活を提案するために活動しています。

(事業)

第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 1年に1回以上の苗の無料配布会の事業
- (2) ネット上でホームページを開設し情報発信する事業。
- (3) その他この会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第 5 条 この会の構成員は、会長と協力会員とする。

2 その会費は不要で資格は問わない。

(機関・議決)

第 6 条 この会の議決を行う機関は特にないが、重要な内容や詳細を決める時は、協力会員相互の信頼の上に合議により決する。

(役員)

第 7 条 対外的な交渉や情報発信では会長が用務につく。

(事業年度)

第 8 条 この会の事業年度は特に定めない。

(財産の管理)

第 9 条 この会の会計処理および管理方法は会長が定める。

(会則の改正)

第 10 条 会則の改正は会長を含む構成員（協力会員）の合議で改正する。

(細則)

第 11 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な本則および細則は、会長や構成員が合議して追加や削除、改正し決する。

(雑則)

第 12 条 この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。